

Title	後土御門帝期における宮中の謡
Author(s)	和田, 克司
Citation	語文. 1968, 28, p. 34-41
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68585
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

後土御門帝期における宮中の謡

和田 克 司

(一)

世阿弥以後、能が仙洞、宮中へ次第に浸透して行くが、能が定期的な興行形態をもって演ぜられるようになるのは応仁文明乱後のことである。ここでは、宮中で能や謡がどういう興行形態や場で演ぜられ、また能と謡とがどういふ関係をもっていたかを、特に謡に重点をおいて考察しようとするものである。資料は主として「お湯殿上の日記」(以下本文中「お湯殿」と略称)「実隆公記」「親長卿記」を使用した。しかし「お湯殿」は文明八年以前と後柏原帝期とにその記事を欠き、「親長卿記」は謡の記述が極めて少ないし、また謡そのものは記述する人の価値判断でその有無の左右されることが多い。仙洞、宮中の能については能勢朝次博士が既に「能楽源流考」(一二二五ページ以下)でその記録をまとめられている。同書で明白なように、応仁乱以前、仙洞での能は室町將軍院参の時の興行など恒例のもの以外にも、実に頻繁に行なわれているのに対し、宮中では松拍子が主なものであって、色々の儀式上、故実上の制約が察知せられるのである。後土御門帝期、応仁乱後漸く恒例化した能興行があり、謡にも定例化した姿を見得るようになることを明ら

かにし、その過程を扱ってみることにする。後土御門帝期に能興行が増加することについては、能勢博士の説の如く、院が絶えたことにもよるであろうが、長享元年十一月三日「実隆公記」にあるように、公卿自身による手猿楽興行に端的に示されている公卿の能嗜好の傾向や、仮皇居が応仁元年八月二十三日から文明八年十一月十三日まで義政第寝殿に、その後文明十一年七月一日まで北小路日野苗子第にあったことによる幕府との密接な関係も、その増加の一因となり得たと思われる。

(二)

応仁文明乱後、宮中での能を「能楽源流考」(一二三六―四三ページ)で通覧すると、その興行形態の特色として、申沙汰の明示されることが目につく。すなわち宮御方申沙汰(親王御方申沙汰、於宮御方近臣申沙汰、宮の御方へ女中男達申沙汰など)、女房内々申沙汰(近臣申沙汰、女中申沙汰、内々申沙汰など)、外様申沙汰を中心に、近衛他申沙汰や、御所御所申沙汰などの例である。これらの申沙汰は原則として各々三春に一度行なわれる恒例的なものとなっている。その典型的な例は外様申沙汰で、文明十五年後明応七年まで、

長享二年、延徳元年、明応二年に能興行がない他は、毎年行なわれている。一般に三春の申沙汰は酒饌が献ぜられて御宴が催されるものであり、その献する人々によってグループが異なってくるのである。例えば延徳三年三月には、外様申沙汰の他に四種の申沙汰と帝の御沙汰とが集中的に行なわれている例を見うる。

三春の申沙汰には能以外に種々の催しがあったが、能興行が主流となる以前の状況を、資料に明示される文明四年後略記する。猶「お湯殿」は「湯」、「実隆公記」は「実」、「親長卿記」は「親」とした。(以下一覽の場合は同じ)

文明四年

①正月4日 近臣等一献申沙汰…(和歌)…次及大飲、有音楽美声等(親)

②4月19日(参考)女房一献申沙汰…連歌(親)

文明五年

③2月16日 一献申御沙汰…統歌…(親)

文明六年

④正月28日 禁裏内々申沙汰…統歌(実)(親)

⑤2月2日 女中一献申沙汰…去年巡役未進云々(親)

⑥2月4日 於若宮御方有一献…初令申一献給(親)(実)

⑦2月7日 武家中将殿御申沙汰(実・親)

⑧2月11日 宮々御申沙汰…連歌(実)

⑨2月28日 御台一献申沙汰(親)

3月11日 去月七日中将殿義尚一献申沙汰也其反礼云々(親)

文明七年

⑩正月11日 旧冬巡役之一献再興云々伏見殿曇花院(殿)已下女中

沙汰也(親)

⑪正月19日 一献始而申沙汰也内々々々一献申沙汰也…統歌(親)

近臣之衆申沙汰毎年の佳例也(実)

⑫2月2日 於若宮御方例年之申沙汰(実)(親)

⑬2月4日 巡次一献公方御沙汰也…延引(親)

⑭2月6日 室町殿御参内、巡次之事也…禁裏御沙汰也(親)(実)

⑮2月9日 室町殿一献申御沙汰(親・実)

⑯3月4日 御台一献申沙汰(親・実)

文明八年

⑰正月10日 去年巡次之残(親)

⑱正月12日 佳例近臣申沙汰…統歌(実)(親)

正月17日 去十二日御返礼(親)(実)

⑲正月21日 男衆田楽事申沙汰(実)近臣等一献申沙汰(親)

⑳2月7日 室町殿恆年御申沙汰…当座(実)(親)

㉑2月21日 於若宮御方有申沙汰之事…入夜有御楽(実)

㉒3月5日 御台一献申御沙汰(親)(実)

3月6日 去一日「実隆」によれば「今日小犬於禁裏有一声々々、仍雖有召不参」、自御所被下御盃於祇候之輩今日各申御返礼

…及乱舞(親)昼間小犬於庭上歌舞有興(実)

㉓3月9日 禁裏御沙汰(親)…統歌(実)

㉔3月10日 内々衆申沙汰(実)就彼恩波一献申沙汰(親)

㉕3月25日 各銚子事(親・実)但しいずれの申沙汰か不詳

㉖3月26日 於若宮御方一献申沙汰…十度飲(実)

文明九年

㉗正月5日 女房達佳例の銚子事申沙汰(湯)

②⑧ 正月12日 内々申沙汰(実・湯)

②⑨ 正月17日 於若宮御方有申沙汰：有微声等(実)(湯・親)

③⑩ 閏正月12日 自北小路殿被進(樽)：続歌：入夜尼真禪旧遊女候

簀子、密々有曲舞等(実・湯)

③⑪ 3月5日 外様番衆内々申沙汰：十度飲(実・湯)

文明十年

③⑫ 正月5日 御局事御申の人数：民部卿被官人：御庭にて謡はせら

る(湯)

③⑬ 正月12日 内々申沙汰(実・湯・親)

③⑭ 正月17日 宮の御方にての男達御銚子事申さるる：伏見殿の御仲

間、庭田の被官人、民部卿等が者謡ふ(湯) 盛富又有微声(実)

(親)

③⑮ 正月19日 自禁裏御一献有御沙汰(親)(実・湯)

正月20日 後朝：小犬御狂言御礼に参りて謡はせらるる(湯) 盛

富微声(小) 犬弥太郎狂言等有興(実)

③⑯ 2月2日 女中申沙汰：当座(実・湯)

③⑰ 2月9日 室町殿の御申沙汰：御ひし／＼と謡ひ：御所様宮の御

方御所作等にて御楽あり(湯)(実)

2月28日 (参考)(庭) 初花得其盛、女中衆被進御銚子：(十)

度飲(実・湯)

3月19日 (参考) 御庭の花に伏見殿女房達番衆に源大納言：等

御銚子申沙汰：盛など召して謡ひ等あり(湯)

3月20日 (参考) 昨日の御反礼御沙汰あり：当座(湯実親)

文明十一年

③⑱ 正月6日 女中衆申沙汰(実)

③⑲ 正月12日 於若宮御方例年申沙汰之事在之：龜大夫被召出、微声

乱舞有其興(実)(親、但し十三日の条)

④⑩ 正月19日 公方御沙汰也(実・親)

④⑪ 正月21日 有一献近臣申沙汰(親) 地下少々有微声狂言等(実)

正月24日 有手猿染如形(親)

④⑫ 2月12日 申御沙汰：続歌(実)

2月19日 (参考) 今日為花御覧有御銚子事：連歌：其後於長橋

局前有乱舞、地下 大名等被官者共也 敷舞台音曲有其興、昭慶貞慶

同祇候(実)

文明十二年

④⑬ 正月11日 今年は御局事どもあるべけれども二の対もなく先づ御

所にて御盃そと参らする(湯)

④⑭ 2月24日 年の始の申沙汰の人数かつ／＼源大納言：新宰相中將

御銚子参らせらるる(湯)

④⑮ 2月28日 蔵頭、少納言 万里小路今年の御銚子事申さるる(湯)

12月16日 (参考) 宮の御方へ女房、男御銚子事申沙汰、：昭慶

召して謡はせらるる(湯)

④⑯ 正月11日 内々衆例年申沙汰：人々及乱酔歌舞有其興(実) 謡ひ

舞ひなどして御のどかに一献あり(湯)(親)

④⑰ 正月17日 於親王御方有内々申沙汰事：地下歌舞頗有其興(実)

いつもの人数謡ひ舞ひて面白し(湯)(親)

④⑱ 2月2日 大納言典侍内々申沙汰：連歌：(十) 炷香(実) 謡ひ

舞ひにて御ひし／＼と参る：明年は二の対出来て御局にて御申し

あるべし(湯)

④⑲ 2月9日 勾当内侍申沙汰：地下美声有興誹諧連歌(実) 盛富、

あふあみ親子、伏見殿が仲間など謡ふ(湯)

3月9日 (参考) 今夕東庭花御覧、女中等内々有一献：十度飲(実・湯)

⑤4月26日 (参考) 室町殿御申沙汰：当座(湯)(実)

文明十四年
⑤1正月9日 上臈、権典侍殿、新大典侍殿、二条殿、御乳人申御沙汰：幼き曲舞参る(湯)

⑤2正月19日 於親王御方有一献、近臣申沙汰也：下家司盛富、源大納言青侍等、於庭上歌之(親・湯)

⑤3正月26日 一献申沙汰也近臣例年之事也 hands猿楽(親・湯)

⑤4 2月17日 一献をば大すもじの御中：手猿楽させらるる(湯・親)

⑤5 3月7日 手猿楽伏見殿の御所へ御申沙汰(湯)(親)

3月8日 昨日の御ひきうつし御淋しさとて今日も御所へ入れ参らせらるる：夜に入て七郎礼に参る：謡はせらるる(湯)

3月21日 (参考) 清涼殿の花盛りにて御所御所へつとひの御さんれい御沙汰あり：七郎召して謡はせらるる、後六七番御能させらるる(湯)(親)

⑩⑪⑬の例は、冬期行なわれた申沙汰が春にまたがった例で、後述の田楽事と関連している。三春の申沙汰は⑬⑭にあるように「巡次一献」として、文明七年には形をなしており、宮中、幕府の要人や、近臣によって行なわれたものであった。この巡次一献に関与する人々、グループが年次によって少しずつ変化してゆき、やがて⑩⑪⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿に見られるように「佳例、恒年、例年」の表現が附されるようになってくる。

また、申沙汰における各種催しについては、①②③④⑧⑩⑪⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の傾向が文明七、八年にいたるまで強くあらわれている。一方音曲関係では、①②③④にあるように楽を奏したり、⑩⑪にあるように曲舞が演ぜられたりすることはあるが、その例が少ない。①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿に増えてくるのである。申沙汰で謡が催しとして大きな位置を占めてくる時期に、⑤⑥⑦⑧と能が興行されるにいたり、文明十五年では、各種申沙汰で能が興行されるようになる。文明十五、六年以後、申沙汰で能が興行されない時にも、謡の催しがある場合が多^{注二}く謡の定例化した場を三春の申沙汰に見出すことができる。特に「お湯殿」延徳三年正月十九日に「宮の御方へなし参らせらるる：謡ひなどなくて御ひししと御盃」とある記事は定例化した謡が停止されたことを示唆する興味ある記事で、謡と能とが申沙汰と緊密に結びついていたことを明確にし得る。

申沙汰における能や謡は「親長卿記」長享二年二月十四日の「及晩有仰事、可有久世舞之由有仰、予申云、御一献之時久世舞ハ余シヅカニテ、御座敷等以外無音、所詮一献申沙汰之間、チトワサへト御座可然歟

から推察しうるように、申沙汰の場で賑やかで、華やかな雰囲気醸し出す性格のものであった。

結局、三春の申沙汰を概観する時、和歌、連歌の詠まれる場から、漸次謡の場へ、さらに能の興行が本格化する文明十五年以後は、能が興行されなくても、原則として謡が謡われる場となって来ているのである。

三春の申沙汰における能と謡との関連は右に述べた如くであるが、「能楽源流考」にも引用されているように、能の興行は本来原則として三春に限られたものであった。^{注三}しかし特に謡自体に着目すると、この場合には、能興行における三春の制限の如き原則は見られない。謡の記事は、上述の如く文明年間にその数を増し、長享元年をピークとするが、^{注四}その時節は四季に及んでいる。本年を例にどんな場で謡があつたかを「お湯殿」「実隆公記」をもとにして一覽にする。内々申沙汰、宮御方申沙汰での謡については改めてふれる要がないので略する。猶謡い手を明示するようにした。また「お湯殿」にのみ例のある場合は、出典を略した。

正月12日 二の宮の御遊び 亀稚児他
 正月28日 長橋局にて盃 亀が者(湯・実)
 2月17日 献上の次でに 民部大輔忠久等(実・湯)
 2月26日 青蓮院進上にて盃 祇候の人
 3月5日 二日の能の反礼 稚児
 3月6日 稚児未だ祇候にて
 3月19日 安禅寺他門跡申沙汰 千代寿
 4月3日 千代寿祇候にて
 4月10日 室町殿参内 男達
 4月21日 千代寿祇候にて
 5月18日 貝の勝負御沙汰 盛富
 6月16日 小御所にて盃 千代寿等
 6月17日 中西六郎参るを召して
 6月19日 十六日の反礼 千代寿他

7月11日 めでた事 西川の党稚児等(湯・実)

7月16日 千代寿他礼に参り

8月3日 ふと盃

8月16日 小御所にて盃 番衆達

10月15日 日待 盛富他

11月16日 田楽事御沙汰

閏11月3日 小者ども

閏11月16日 一日のことも召す

12月28日 後花園帝十八回聖忌精進解の盃

また同年の手猿衆の参内、祇候記事(但し謡が確実に謡われたとは言えない)

2月3日 千代寿梅の枝進上

3月25日 盛富遅桜進上

4月20日 千代寿祇候して御□

5月19日 小御所にて盃 千代寿参る

6月2日 小御所にて盃 千代寿参る

7月4日 千代寿ふと参る

10月1日 岩千代、折、樽進上

10月10日 小御所にて盃 盛富、岩千代祇候

閏11月20日 雪降りて盃 岩千代祇候

12月19日 小御所にて盃 岩千代参る

長享元年を通覧する時、手猿衆の参内、祇候によって謡がある場合も含めて、謡が盃とか、銚子とかの表現で示されている筈、すなわち盃事の場で謡われている傾向を知り得る。この盃事の場における謡は、単に長享元年だけでなく、各年とも言い得る現象であ

る。この盃事は、一連の小御所にての盃、進上物があつての盃、貝の勝負御沙汰での盃、八月三日などのふとの盃などのように、特に日の定まらない臨時の場合と、めでた事、田楽事、日待などのように年中行事的な盃の場合とに大別しうる。そうした盃事の場合で謡が三春の制約の枠外にあつて謡われていることは、宮中での謡を考へる上で肝要なことである。先述の三春の恒例申沙汰で、能が興行されていらない時に催しとしてある謡は、能のあり方から言えば、定式化した位置にあると言ひ得るであらう。一方、四季にわたる盃事の場合で謡われる謡は、能に比べ一層簡便に、余興として挿入されたものであらう。

盃事において比較的自由に謡われている謡は、一見無秩序に記録にあらわれてくるように見えるが、年中行事としての盃事に、謡の定例化した場を見出し得る。すなわち、田楽事とめでた事とである。

(四)

田楽事は「お湯殿」で主に使われる表現で、文明十年以後一巡の申沙汰として記されており、帝の御沙汰を始め、延臣、女房達の申沙汰による盃事という点では、三春の申沙汰に通じる所がある。しかし、その申沙汰の人々は、例えば文明十年で、「東御方、二条殿、民部卿」「新大典侍、今参」「長橋、阿茶々、源大納言」「伏見殿、通文寺殿」「按察、兵部卿、大藏卿、四辻宰相中将、新宰相中将」に端的に現われているように、三春の申沙汰における御宴よりも、内々の近習等による内宴の性格のものと考へられる。そしてほとんどもから十二月にいたる冬期に催されたもので、まゝ巡次が正月に繰り込まれることがあり、「看聞御記」の「薪順事」(例えば応永二十四

年など)と記された例など^{注一}と、形態を一にするものであらう。田楽事において謡の催しのあるのは、文明十年、十五年、十七年、長享元年、さらに延徳元年以後明応八年までの年々である。^{注五}明応二年十一月十六日の「お湯殿」では「坂本の社炎上の由聞ゆるにつきて謡ひはなし」という表現があり、この記事から判断すると、田楽事に通例謡の催しがあつたことを推察しうる。また延徳元年以後、帝の御沙汰を中心に毎年謡の催しが記載されており、謡の記事が減少している明応二年以降にも、謡の明示されていることは、田楽事における定例化した謡の催しを認知し得ると思われれる。

一方でめでた事は、生御魂祝とも呼ばれるが、「お湯殿」では「めでた事、めでた盃」として固有の名称として定着しているもので、ほとんども七夕以後、盆以前の七月十日前後に催され、「日本世俗七月餅生父母二」(天正十八年本節用集)内容のものであつたため、宮門跡から酒饌が献ぜられ盃事が行なわれたものである。めでた事に最初謡のことが出てくるのは文明八年七月十三日の「実隆公記」で、それ以後明応九年まで、文明十一年、同十三年、長享二年を除く各年に謡の催しが見られる。^{注六}このうち長享二年は、嘉楽門院が同年四月二十八日に薨せられたため四月九日以後、三年五月二十六日まで謡の記事がなく、めでた事においても、諷刺中のこととて謡が停止されたのではないかと思われる。以上三例を除き毎年のように謡の記事があること、また、後世の記事ではあるが、天文十五年七月十二日の「奠明抄」の「イキミ玉：於議定所有一献：堂上佳例美声也」や永禄二年七月十三日の「お湯殿」に「男達いつもの如く参りていつもの如く皆々謡ひ参らせらるる」とあるのを参考にすると、田楽事と同様に定例化した謡の催しを察知しうると思ふ。

さらに、田楽事、めでた事ともに、能の演ぜられた時があり、「お湯殿」の

山崎に謡はす能ふとさせらるる(明応二年十一月二十一日)

亀千代に謡はせられて能をもする(同四年十月十五日)

波大夫謡ひて能をも四五番させらるる(同六年七月十日)

波に謡はす能をもちとさせらるる(同九年七月九日)
例から見て、謡の催しがあつて、さらに附随的に能が演ぜられるような場であつたことを知り得るのである。

(五)

田楽事、めでた事に見うるような定例的な謡の場は、この外に観花や別殿行幸における盃事、庚申待、日待などに成立し得ているようであるが、それらは、(四)に示したほど明確な跡づけをなし得ない。

要するに、三春の恒例一献申沙汰において能が興行されるに至る過程で、和歌が詠ぜられ、連歌が賦される時期から、やがて謡が記録に遺される位置をもつてきて漸次謡われることが多くなり、能が興行されぬ時の申沙汰においても、謡が催される情況が成立して行く。謡はこのような場でやや定式化した位置をもちながらも、能における三春の制約の如き原則の枠外にあつて、盃事の場合で随時謡われた。また定例的な盃事のなかで、田楽事、めでた事にその通例化した様相を見出し得る。そして、その性格としては、盃事の雰囲気をもつた遊興的性格の強いものであつたようである個人の死や、神社の炎上の場合などには慎しんで遠慮される種類のものではあつた。

(本学大学院学生)

注一

文明3年11月19日、文明6年10月18日、同25日、11月9日、12月11日の「親長卿記」の各条に冬期の申沙汰があり、⑩・⑪とともに後述の田楽事とその形態を一にするものと思われる。

注二

恒例の申沙汰で、能の興行のない場合の催しを列挙する。後土御門帝期にほぼ毎年見られる宮御方申沙汰、内々申沙汰、外様申沙汰を代表例として文明十六年以後を扱う。

文明17年正月19日 宮御方、曲舞(湯・実・現)

文明18年正月11日 宮御方、謡・七郎(湯)

文明19年正月11日 内々、謡・入端・亀稚児(湯・実・親)

同年正月17日 宮御方、謡・亀稚児(湯)

長享2年正月11日 内々、謡・龜大夫、堂上(湯)

同年正月21日 宮御方、歌舞・六郎(実)

長享3年2月2日 内々(嘉楽門院薨じ諒闇)(湯・実)

同年5月26日 内々、謡・六郎(湯・実・親)

延徳元年10月9日 外様、曲舞(湯・実・親他)、猶同年の宮御方申沙汰不詳

延徳2年正月19日 宮御方、十炷香・十種茶(実・湯)(足利義政同年正月7日他界のため)

延徳3年正月19日 宮御方、謡なし、文字書(湯)(足利義親同年正月7日他界のため)

明応2年正月24日 宮御方、曲舞(湯)

同年2月5日 女房、謡(湯)

猶外様申沙汰は人数の一人二条持通が同年正月十二日他界のため停止か

明応3年2月6日 宮御方、謡舞・七郎、堂上(湯)

明応4年正月19日 宮御方、美声・地下(実・湯)

明応5年正月17日 宮御方、曲舞(実)

同年正月19日 内々、謡・入端・岩(湯・実)

明応6年2月7日 宮御方、謡・岩(湯・実)

明応7年正月26日 宮御方、入端・謡・狂言・四郎他(湯・実)

明応8年正月26日 宮御方、謡・六郎(湯・実)

同年2月5日 女房、謡・堂上(湯)

同年3月2日 内々、謡・摩宰相の者(湯・実)連歌(実)―観花宴猶外様申沙汰は不詳、但し花山院申沙汰の能が3月26日にある。

明応9年2月6日 内々、謡・藤宰相の者他(湯)

宮御方、外様申沙汰ともに不詳、帝の御不例のため停止されたか。

以上の諸例で広義の謡が催しとして定例化している点を知り得る。

注三

「能楽源流考」所収の「実隆公記」延徳二年十一月十二日の「凡此猿楽事三春之外有其制、近日如此每度興行不可然之由老臣密語」や延徳元年十月十九日の「三春之外如此(曲舞)之倡優禁制也、当年被破其制」など。

注四

「お湯殿」「実隆公記」「親長卿記」をもとにした各年次の謡。右欄に地下、手猿楽の謡や、謡い手の明示されていない謡を、右欄には確実に堂上公卿の謡と見うるものを、記録に現われる文明四年以後一覽とする。

文明	1	0	0	3	12	22	8	8	16	10	14	7	8	17	24	8	7	13	13	14	8	8	7	7	3	8	8	10
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	元	2	3	元	2	3	4	5	6	7	8	9	
																長	享											
																延	徳											
																明	応											

注五

文明10年11月16日新大典待他申沙汰、11月17日勾当内待他申沙汰、12月10日御沙汰。15年10月20日勾当内待他申沙汰、11月5日御沙汰(実隆にも)。16年11月24日(御沙汰の田楽事か。不詳)。17年11月4日御沙汰。長享元年11月16日御沙汰。延徳元年11月16日御沙汰、11月21日宮御方他御沙汰。2年10月8日男達申沙汰、10月21日御沙汰。3年10月21日女房申沙汰、11月6日男達申沙汰、11月7日御沙汰、11月12日宮御方御沙汰。明応元年11月12日御二御所御沙汰、11月13日伏見宮他申沙汰。2年11月5日上臈他申沙汰、11月16日伏見宮他申沙汰(謡なし)11月21日御沙汰(能もあり)。3年10月19日上臈他申沙汰、10月21日阿茶々他申沙汰、10月25日三条西実隆他申沙汰、11月5日御沙汰(入端)、11月7日宮御方他御沙汰。4年10月15日御沙汰(能もあり)、5年11月19日大典待他申沙汰、12月12日御沙汰。6年11月4日上臈他申沙汰(舞)、11月9日御沙汰。7年閏10月21日上臈他申沙汰。8年11月16日上臈他申沙汰。(以下三三頁下欄に)ゞく)